

福祉委員

HANDBOOK

ハンドブック

力を合わせて
地域福祉で安心して
暮らせるまちづくり



社会福祉
法人

福井市社会福祉協議会

ふれあいネットワーク



はじめに

近年の少子化・核家族化・高齢化などの社会状況の変化に伴い、住民の皆さまと関係者が力を合わせ「誰もが安心して暮らせるまち」を築くための「地域福祉活動」が注目されています。この活動は、地域の中で見守りが必要なお年寄りや障がいのある方、子どもなどを対象に、ふれあいや交流、声かけなどを通じて推進しています。

さらにここ数年の頻発する自然災害では、ふだんの地域福祉活動の対象としてきた方々が「避難行動要支援者」としてもクローズアップされています。平成23年の東日本大震災の被災地では、発災後の安否確認、復興時の避難生活や仮住まいでのコミュニティにも「ふだんからの地域福祉活動」が大きな力を発揮しました。このことから、防災活動と地域福祉活動、自治会活動などを一体的に進めることがコミュニティづくりをより高めるということが注目されています。

福井市社会福祉協議会と市内49地区社会福祉協議会では、こうした「ふだんからの地域福祉活動」を市内各地で推進していくため、昭和62年から「福祉委員」の設置を呼びかけてきました。そして、平成22年度からは、福井市社会福祉協議会長と各地区社協会長が連名で福祉委員を委嘱しています。福井市全体が「SOSを出しやすい地域社会」、「すぐにお手伝いでき、お互い様と言える地域社会」になるように、福祉委員は、お住まいの地区内の人と人とのつながりや交流を深める地域福祉活動のキーパーソンとして、他の関係者と連携した活躍が期待されています。

この福祉委員ハンドブックは、福祉委員の活動の内容とねらいなどを記載しました。このハンドブックが、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりをめざす福井市の地域福祉活動に、一人でも多くの方がご賛同、ご参加いただくきっかけになれば幸いです。

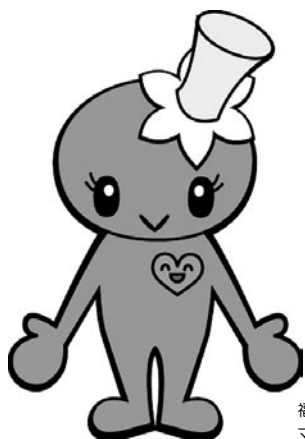
もくじ

はじめに

福祉委員の役割と活動

- 1 福祉委員とは 2
- 2 地域ぐるみですすめる見守り支援ネットワーク活動 4
- 3 福祉委員活動が求められる背景 6
- 4 活動をする際の留意点
 - その1 活動の大切なポイント 7
 - その2 あなたの身の周りにこんな人はいませんか？ 8
- 5 福祉委員活動に関するQ&A 10
- 6 福祉委員の声 14

福井市社会福祉協議会とは



福祉委員は、地区社協の一員です。
見守りを通して地域の「困った!」に「気づき」、
関係機関につないでいただくアンテナ役として、
どうぞよろしくお願いいたします。

福井市社会福祉協議会
マスコットキャラクター「ふくみん」

福祉委員の

役割 と 活動

地域で気がかりな方を さりげなく見守る

そもそも
福祉委員って
なにをする人？



役割

地区社協に所属し、自治会や民生委員児童委員等と連携しながら、見守り活動などを通して福祉のまちづくりを推進します。

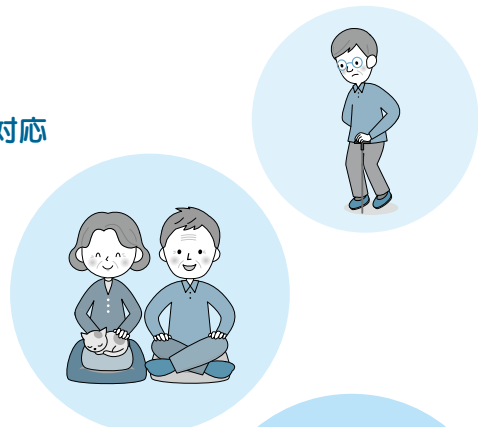


地区社協って？

誰もが安心して暮らせるまちをつくるために、地域住民や民生委員児童委員、福祉委員、自治会長、地域の各種団体等が知恵と力を出し合いながら地域の福祉を推進する住民団体。小学校区(公民館)単位に、49の地区社会福祉協議会(地区社協)があります。

ねらい

- 福祉に関する困りごとの予防や早期発見・早期対応
- 対象者の孤立感、孤独感の解消
- 万が一のときの防災・防犯
- 福祉の取り組みのPRなど



対象者

地域(受け持ちの自治会)の中で気がかりな方(8ページ参照)

- 特に、
- ひとり暮らし高齢者
 - ひきこもり
 - 高齢者世帯
 - 外国籍の方
 - ひとり親家庭
 - 生活困窮者
 - 障がい
 - 児童 など



任期・委嘱

任期は2年で、自治会長の推薦のもと、福井市社協会長と地区社協会長の連名で委嘱しています。

1自治会に1人または、おおむね20~50世帯に1人を目安に設置されています。





福祉委員は、 こんな活動をしています！

1 見守り＊声かけ活動

ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者など、支援が必要な方への日常的な見守りや声かけ、訪問などの活動を通して、さりげなく安否確認を行ったり、福祉についての困りごとを発見したりします。

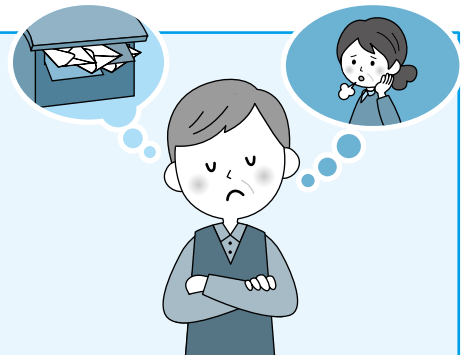
※日常的な見守りとは、対象者の方へのあいさつや声掛け、対象者のお宅の郵便受けや洗濯物などに気を配っていただくものです。→詳しくは8ページをご覧ください

2 連絡＊情報伝達

発見した困りごとを民生委員児童委員などに連絡したり、対象者に福祉サービス・制度などの情報提供をしたりします。継続的な支援が必要な場合は、民生委員児童委員や地域包括支援センター（ほやねっと）などと相談しながら、各種在宅福祉サービス等につなぎます。

最近郵便物が
たまっている…

元気が
ないように見える…



3 地区社協事業への協力

地区社協の一員として、自治会型デイホーム、食事サービス、福祉まつりなどの地区社協活動に参加・協力します。

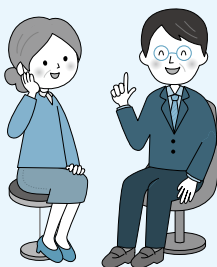


その他

- 福井市避難支援プランに基づき、見守りや声かけなどを行います。
- 地域福祉の推進に関する活動への協力などを行います。

みんなで支え合う地域づくり

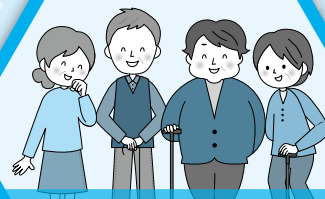
自治会



●町内の相談役 など

相互の連携を深めるために、民生委員児童委員、福祉委員の合同会議（ネットワーク会議）や研修会などを開催し、情報交換やスキルアップを図っています。

地区社協



●自治会型デイホームや食事サービス
●行事へのお誘いなどを通じた閉じこもり予防 など

横のつながり

福祉委員



●見守り ●話し相手 ●情報収集
●福祉に関する困りごとの発見 など

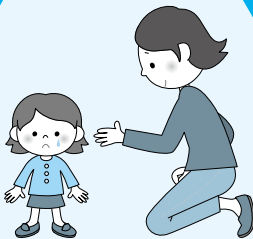
見守り、訪問、関係機関への橋渡し

ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者、児童 など



相互に情報交換、連携しながら支援

近隣住民など



●日常生活での変化を察知 など

老人クラブ、ボランティアなど



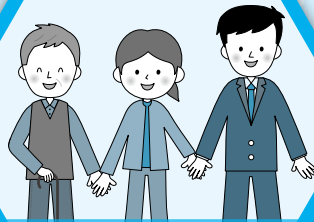
●話し相手 など

横のつながり

より効果的に、組織的に見守り支援活動を行うために、地域全体で協力しながら支援が必要な方を支えていくのが、ネットワーク活動です。

相互に
連携・協力

福井市社協



- 地域と専門機関団体との橋渡し
- 福祉の専門的な助言や支援 など

民生委員児童委員



- 定期的な訪問活動
- 相談 ●助言 など

さまざまな機関、団体と連携しながら、ネットワーク活動を支援します。

専門機関・団体への連絡、情報伝達

- 市役所
- 病院
- 地域包括支援センター（ほやねっと）
- 福祉施設
- 障がい者相談支援事業所
- 介護サービス事業所
- 児童相談所 など

継続的な見守りが
必要なときは…

民生委員児童委員や関係機関、
団体等と連携しながら、継続的
な見守りを行います。





福祉委員活動の意義

地域での支え合いや、地域の中で顔の見える関係が薄れてきている今、誰もが地域で安心して暮らすためには、地域の中に人と人とのつながりを作ることが必要です。福祉委員は、地域住民と関わる中で、さりげなく人と人とをつなぐことができる存在です。

4

活動をする際の留意点

その1

活動の大切なポイント

～よりよい関係づくりのために～

1 信頼関係を築こう

- ▶ 普段からコミュニケーションを図ることで、ご本人との信頼関係が芽生え、心の距離が近くなります。明るい笑顔で相手に接してみましょう。
- ▶ 自分ひとりで問題を抱え込まず、無理のないように活動しましょう。
- ▶ 福祉委員の活動を宗教や政治・商業などの活動に利用しないでください。また、そうした誤解を招いたり、不快に感じるような行為は慎みましょう。

2 相手の気持ちを踏まえ聴き上手になろう

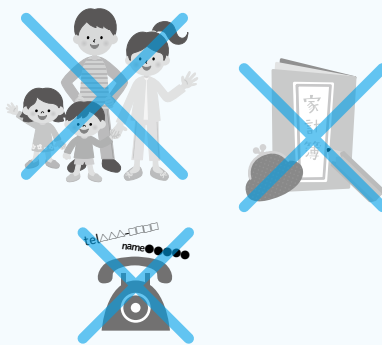
- ▶ 活動の対象となる人は、それぞれの人生の中で様々な価値観をお持ちです。一方的に支援してあげるという姿勢ではなく、まずは耳を傾け、相手の気持ちや考え方を尊重しましょう。
- ▶ 活動の中で約束したことは、きちんと守りましょう。
- ▶ 話をする中で、対象の人の顔色や表情、声のトーンなどに、以前と比べて変化がないか、さりげなく見守りましょう。

3 プライバシー（個人情報）を守ろう

- ▶ 福祉委員の活動を通じて知り得た情報は、外部に漏らさないように気をつけましょう。
- ▶ 情報収集は見守り活動に必要な最小限にとどめましょう。
- ▶ 支援の上で情報提供が必要な場合は、ご本人の了解を得て、必要な人に対してのみ提供しましょう。

プライバシー（個人情報）の例

- ⚠ 現住所、電話番号、年齢、生年月日
- ⚠ 年収、資産、納税額などの財産
- ⚠ 家族や親戚など家庭内生活のこと
- ⚠ 支持政党や宗教などの主義主張
- ⚠ 病歴や心身の障がい状況など
- ⚠ 学歴、職歴、結婚歴、離婚歴など
- ⚠ 生活保護など公的扶助の受給歴
- ⚠ 刑事、民事違反歴



※その他、ご本人が人に知られたくないと思われることは、他人には漏らさないようにしましょう！



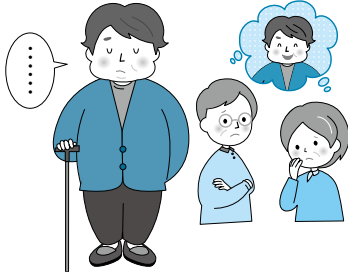
緊急の際には

明らかにその人の生命や身体の安全が損なわれるような緊急時には、情報提供を優先する場合があります。こうした緊急の際は、すぐに警察や救急、消防など関係機関・団体に連絡しましょう。

★の2 あなたの身の周りにこんな人はいませんか？

孤立

気がかりな人をチェックしてみましょう



近所づきあいがなく、自宅にこもりがちで外出しない人



元気がなくなったり外出の機会が減った人
急に泣き出す等、情緒が不安定



自治会・老人会など地域の行事で姿を見かけなくなった人



親が残業続きで、夜に幼い子どもだけになる時間が多い家



洗濯物が夜になっても干したままになっている家



暗くなっても家に電気など灯りがつかない家



窓、カーテン、雨戸等が開けっぴなし、閉めっぴなしになっている家



新聞、郵便物がたまっている家



新しく引っ越してきて、近所とつきあいのない家

気がかりな人がいたら、どうすればいい？

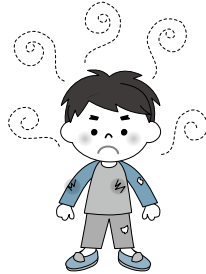


見守り活動を進めるなかで、上のチェックリストのような気がかりな人が身近にいたら、一人で抱え込まずに、**民生委員児童委員**や**市社協**などの関係機関に相談しながら、継続的に見守り活動を進めていきましょう。

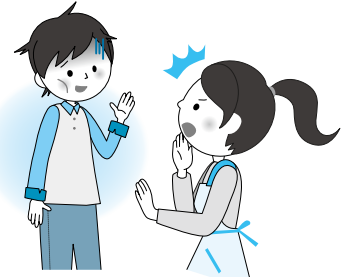
虐待・生活支援



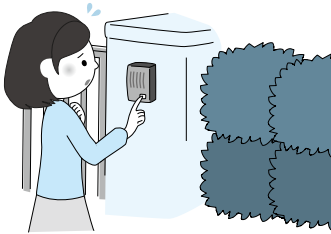
いつも同じ服や季節に合わない服を着ている人や子ども



いつも服が汚れたり破れたり、異臭が目立ったりする人や子ども



顔色が悪く、やせた気がする(満足に食事していないような)人や子ども



家を訪問しても、家族が嫌がって顔を出してくれない人



怒鳴り声や物を投げつけるような音が聞こえる家



不自然なあざや傷が見られ、理由を聞いてもはっきりしない人や子ども



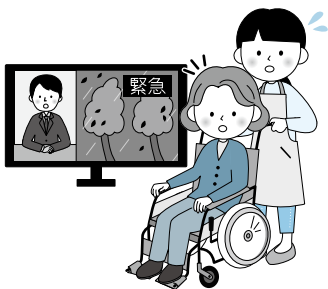
認知症や寝たきりの家族がいて、介護者が疲れている家



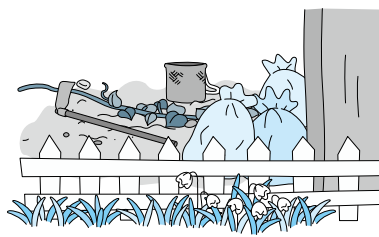
子育てに悩んでいる人



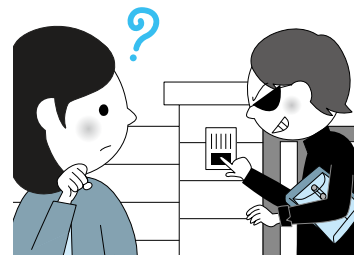
介護者が病気で、外出もできず日常生活に支障をきたしている人



災害が発生したとき、避難が困難な家族を抱えている家



ゴミが放置されたり、庭や畑が荒れている家



見慣れない人が出入りしている家

5

福祉委員活動に関する



福祉委員制度に

ついて



Q1

福祉委員制度はいつから開始したのですか？

A

福井市社会福祉協議会では、高齢化、核家族化、都市化を背景とするひとり暮らし高齢者や要援護高齢者が増えてくる中で、近隣住民による「見守り合い」「支え合い」を推進していくため、昭和62年度から地区社会福祉協議会を単位に福祉委員の設置をお願いしています。令和4年4月には、約1,600名の方に福祉委員を委嘱しています。

Q2

福祉委員制度の法的な位置づけはどうなっていますか？

A

民生委員児童委員と異なり、法的な位置づけはありません。住民参加の福祉活動を組織化する目的で、全国の市区町村社会福祉協議会で設置をすすめている任意の制度です。市区町村によって「福祉協力員」「ふれあい活動員」など名称も異なります。

Q3

福祉委員の委嘱はどこが行っているのですか？
また所属はどこですか？

A

自治会長や民生委員児童委員等の推薦により、福井市社会福祉協議会会長と地区社会福祉協議会会長が連名で委嘱しています。所属は地区社会福祉協議会となります。

Q4

資格はいるのですか？

A

特に必要ではありません。しかし、人の生活にかかわっていく活動ですから、それにふさわしい人が求められます。特に福祉委員の活動を通じて知り得た個人や家族の情報(秘密)を、他に漏らさないことは、堅く守らなければなりません。(秘密保持)

Q5 任期は何年ですか？

A

任期は2年をお願いしています(ただし、再任は妨げません)。以前は地区によって1~3年とまちまちでしたが、見守りなどの対象となる方々との信頼関係の構築や民生委員児童委員などの関係者との連携を行うために全地区一斉に2年で統一させていただきました。

Q6 研修はありますか？

A

新任研修や、スキルアップ研修、地区社協ごとに行われている民生委員児童委員など関係者との合同研修や情報交換会などがあります。その他、リーダー研修や地域福祉関連の研修などがありますので、ご参加ください。その他、市社協ホームページに福祉委員について学ぶ動画サイトがありますのでご視聴ください。

Q7 手当や報酬はあるのですか？

A

福祉委員の活動は、ボランティア活動としてお願いしていますので、個人として受け取る手当・報酬はありません。

Q8 もし活動中に事故にあった場合、補償はあるのですか？

A

福祉委員などボランティアの活動中(活動場所への往復途上含む)の事故については「ボランティア活動保険」に加入することによって一定の補償があります。各地区社会福祉協議会の負担で、この保険に加入していただいておりますので、事故などがあった場合は、すぐ地区社会福祉協議会へ連絡してください。(詳しいことは、福井市社会福祉協議会へお問い合わせください。)

Q9 福祉委員や民生委員児童委員以外にも地域で見守り活動をする人はいるのですか？

A

老人家庭相談員

福井県知事が、各单位老人クラブに1名ずつ委嘱しています。
(こもりがちな高齢者やひとり暮らし高齢者などへの家庭訪問など)

保健衛生推進員

福井市長が委嘱しています。
(保健衛生各種事業の啓発や調査の補助、地域での自主活動など)

福井市障がい者相談員

福井市長が障がいの種別に応じた相談ができる相談員を委嘱しています。(障がい者や家族に関しての相談や助言など)

民生委員児童委員との 関連について



民生委員児童委員の制度があるのに福祉委員が必要なのですか？違いは何ですか？

A

福祉委員の活動は、民生委員法に定められた民生委員児童委員の職務と一部重なっています。民生委員は、ひとりの担当区域が広く（福井市の場合170～360世帯にひとり）、複数の自治会を担当する場合も多いので、自治会ごとに福祉委員を設置することによって福祉委員と民生委員児童委員が連携しながら、よりきめ細かい見守り・支援活動の展開を図ろうとするものです。

民生委員児童委員の職務

民生委員法第14条

- ① 住民の生活状態を必要に応じて適切に把握しておくこと。
- ② 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- ③ 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報提供その他必要な援助を行うこと。
- ④ 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連絡し、その事業又は活動を支援すること。
- ⑤ 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（福祉事務所）その他の関係行政機関の業務に協力すること。

福祉委員の活動 当会HP⇒<http://www.fukuic-shakyo.jp>から 福井市社会福祉協議会福祉委員設置規程を参照

民生委員児童委員と福祉委員のちがい

- ① 法の位置づけ : 法(民生委員法)に基づく設置(民生委員児童委員)と任意設置(福祉委員)
- ② 所属のちがい : 民生委員児童委員＝民生委員児童委員協議会
福祉委員＝地区社会福祉協議会
- ③ 受持ち世帯数のちがい : 民生委員児童委員＝170～360世帯
福祉委員＝20～50世帯
- ④ 担当自治会数のちがい : 民生委員児童委員は、複数の自治会を担当する場合がある

Q2 民生委員児童委員と福祉委員はどのような関係ですか？

A

きめ細かな見守り支援活動を行うためには、民生委員児童委員と福祉委員が常に連絡を取り合いながら協力して活動していくことが望まれます。その場合も、法的な位置づけや専門的な研修を受けている民生委員児童委員のリーダーシップが期待されます。

Q3

見守り活動を対象者に拒否される場合、どうしたらいいですか？

A

見守り対象者の中には、「人の世話になりたくない、干渉してほしくない」という方もいます。しかし、特にひとり暮らし高齢者の方などは、緊急時に対応できるよう、日ごろから見守っていくことが必要な場合があります。こうした場合は、無理に進めようとせず、時間をかけて声かけをしていきましょう。日常のあいさつなどがさりげない見守りになる事もあります。見守り活動を拒否される理由も受け止め、場合によっては民生委員児童委員や専門職につなぎましょう。

Q4

見守り活動をする時のポイントは何かですか？

A

見守り対象者との関係を良好に保ち、対象者が「監視されている」という意識を持たないように、さりげなく見守ることを心がけましょう。例えば、新聞や郵便物がたまっていないか、カーテンなどが開けっぱなしになっていないかなど、生活の様子をさりげなく見守ることも見守り活動につながります。

Q5

見守り活動で困ったことがあった時はどうすればいいのでしょうか？

A

自治会長、民生委員児童委員、地区や市の社会福祉協議会へご相談ください。相談内容によっては、専門職と連携して問題解決につなげます。必要に応じて専門職（医師、警察、消防、行政、地域包括支援センターなど）にバトンタッチしましょう。専門職の協力や知識が必要とされる場合もありますので、困った時は一人で悩まず、連絡をとりながら活動することが大切です。

こんな風に福祉委員活動をしています！

- ♡ 地域の中で見守り対象の人に会えば、声かけを心がけている。
- ♡ 活動を重ねる中で、その人の性格を理解していくようにしている。
- ♡ あまり深く入りすぎず、外から見て電気・郵便物・洗濯・カーテンなどに気をつけて見守っている。
- ♡ 家族がいても、仕事で昼は一人の高齢者もいらっしゃるので、見守っている。

活動は日常生活の中で無理なく、自分のことから。
信頼関係を大事に、ゆっくりと進めてください。



こんなことに気をつけて福祉委員活動をしています！

- ♡ お年寄り話し相手がほしい。話を聴くのも見守りのひとつです。
- ♡ 高齢者の方のプライドを尊重する言葉づかいや態度が大切です。
- ♡ 本人が誰にも話さないでと言ったことは漏らさないように。秘密を守る。
- ♡ 困ったことがあっても、自分一人で抱え込まないように気をつけています。



相手の立場にたち、気持ちを尊重する行動・言動が大切です。
もし、活動の中で困ったことがあったら、民生委員児童委員や自治会長、
地域包括支援センター（ほやねっと）などに連絡しましょう。

福祉委員活動をやっているこんなことが良かった！

- ♡ 地区社協の事業（自治会型デイホーム、福祉まつりなど）に参加して、地区の人とのつながりができた。
- ♡ ひとり暮らし高齢者の方と人間関係が深まり、親しくなれた。
- ♡ お弁当を届けたとき、大変喜ばれた。
- ♡ 見守りをしていて、見守り対象の方の情報を民生委員児童委員に知らせ、喜ばれた。
- ♡ ひとり暮らし高齢者の方の笑顔を見ると安心する。地域の中で見かけない時は気になるようになった。
- ♡ 研修は、自分自身の生活にも活かすことができる。

福祉委員活動を通じて、地域の方とのつながりが生まれ、豊かな人間関係が
築かれます。地区社協の行事等にも、出来る範囲でご協力をお願いします。

福井市社会福祉協議会とは

社会福祉協議会(略して「社協」という)は、社会福祉法に基づき、住民の皆様とともに地域福祉の推進を図ることを目的として、全ての都道府県・市町村に設置されている営利を目的としない民間福祉団体(社会福祉法人)です。

福井市社会福祉協議会では、おおむね小学校区ごとに設置された49の地区社協とともに「力を合わせて地域福祉で安心して暮らせる福祉のまちづくり」をめざして、様々な活動に取り組んでいます。

各地区での地域福祉活動の推進

地区社会福祉協議会(地区社協)等が、地域住民の方々と協働で推進している地域福祉活動に対して、財政面、情報面、企画面、研修面などさまざまな支援を行い、地域の福祉力を高めるお手伝いをしています。

地区社協の主な活動内容

- 自治会型デイホームの運営
- 福祉委員や民生委員児童委員等による見守り支援活動・地域支え合いマップ
- 食事サービス(配食・会食)
- ふれあいサロン活動(集いの場づくり)
- 各種福祉講座の開催
- 地区社協だより(広報紙)の発行
- ふれあい福祉まつりの開催
- 敬老会 など

社会参加・交流の場

- サロンの開催

高齢者の方々への支援

- 自治会型デイホーム事業
- 食事サービス事業(配食・会食)
- ひとり暮らし高齢者等見守り活動

子育て家庭への支援

- 児童館の管理、運営(28館)
- 児童クラブ(29クラブ)の運営
- ことばの教室の運営
- 乳幼児とそのご家族の方の遊び場と交流の場

災害と地域福祉の連携

- 避難行動要支援者に関する講座の開催
- 災害ボランティアセンター連絡会の運営協力

金銭管理などに不安がある方々への支援

- 日常生活自立支援事業
- 法人後見事業
- ふくい嶺北成年後見センター運営事業

広報活動

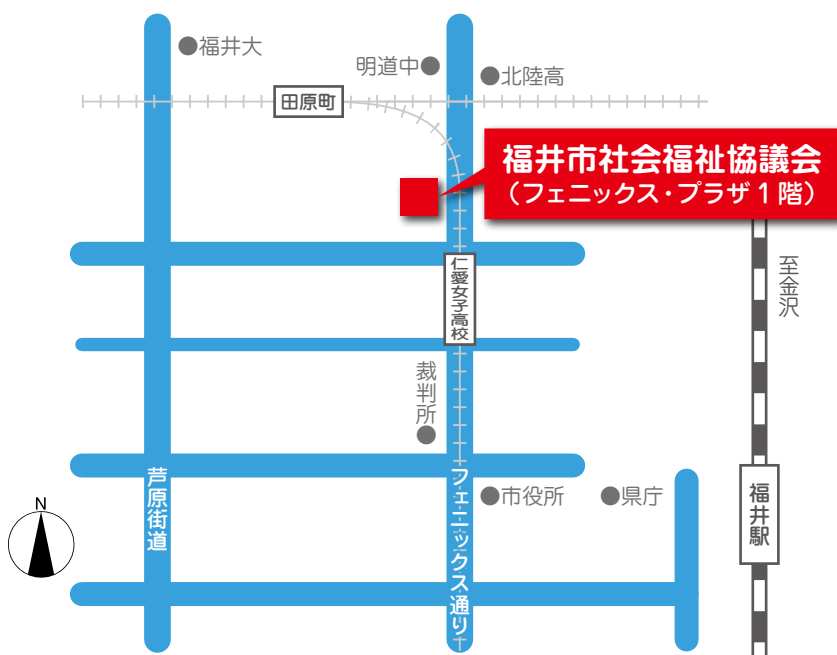
- 市民福祉大会の開催
- 社協だより「まごころ」の発行(全戸配布)
- ボランティア情報紙の発行
- 福井市ボランティアネットの運営協力
(インターネットによるボランティア活動の情報提供)
- ホームページの開設 <http://www.fukuic-shakyo.jp>
(「まごころ」「ボランティア情報」のバックナンバーも掲載)
- Facebookページの運用
<https://www.facebook.com/fukuic.shakyo/>
- 市内の企業・団体の社会貢献活動の紹介・相談
(ホームページにて公開中)

失業者・低所得世帯への支援

- 生活福祉資金貸付制度

ボランティア活動の推進

- ボランティア活動についての相談、調整、支援、広報
- 各種ボランティア講座と交流会の開催
- 学校での福祉教育や企業での社会貢献活動の推進
- ボランティアルーム、車いすの貸出など



福祉委員ハンドブック

(第15版) 令和4年4月1日

編集・発行 社会福祉法人福井市社会福祉協議会
 〒910-0018 福井市田原1丁目13-6(フェニックス・プラザ1階)
 TEL:0776-26-1853 FAX:0776-26-9109
 E-mail:info@fukuic-shakyo.jp
 HP:http://www.fukuic-shakyo.jp/
 Facebook:https://www.facebook.com/fukuic.shakyo/



福井市社協の
Webサイト



福井市社会福祉協議会
マスコットキャラクター「ふくみん」



福井市社協の
Facebook

